

<審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

【会長】： それでは、本日の出席者数について、事務局からの報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 委員の出席数ですが、23名でございます。都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数27名の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

【会長】： 次に、会議録の関係ですが、前回の平成28年度第1回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりました。会長及び署名委員の確認の上、会議録として確定いたしましたので、ご報告いたします。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づきまして、1号委員から副島委員、2号委員から川上委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き、公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

では、議案の審議に入る前に、前回8月の審議会において、【委員】からご提案のありました傍聴者退席の取り扱いについて、ご報告をさせていただきます。

この審議会においては、これまで委員の皆様へ率直な意思表示をしていただき、意思決定の中立性を確保するため、採決のときには傍聴者に退席をしていただいております。

前回の審議会におきまして、採決時に退席を求めず、そのまま席にいらただいていいのではないかとのご提案ございました。私と事務局とではほかの委員の方に個別に率直なご意見を伺いながら傍聴者の退席の取り扱いについて検討を行いました。委員の方々のご意見には、ご提案に賛同するご意見もございましたが、「退席しないことをお決めになるのであれば、委員にそのリスクを背負うことを個別に了承してもらう必要がある」といったご意見や、「傍聴者に退席してもらったほうが率直な自分の意思表示を行うことができる」という意見も多くございましたので、私としては、今期の審議会ではこれまでどおり採決時には傍聴者に退席をお願いしたいと考えております。

委員の皆様にはいろいろなご意見があると思いますが、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

【委員】： ご考慮いただきましてありがとうございます。

ただ、議会の委員会の中でも、率直な意見について、市民から託されてい

る市政の問題については、市民に公開することは当然だということが最終的には一致し、議会では決定となりました。ぜひ今後、都市計画審議会においても、ここに付託されて意見を言うことは、傍聴ができるわけですから、最後の採決のときだけ席を外させることについて、このような取り扱いをしているのは議会で調査した限りでは、ほとんど知らないという状況でしたので、傍聴者の前で意見について自由に論議し、最終的な決定の場面についても当然傍聴者に知っていただく。これは傍聴者の方たち、市民の方たちの当然の権利だと思いますので、ぜひ今後ご検討いただきたいと思います。

【会長】： ありがとうございます。

委員の改選時期が到来したときに再度、委員のご意見を確認することも考えられます。そのときにはまた事務局と相談しながら対応を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、本日の審議につきまして、3名の方より傍聴の申し出がございました。福岡市都市計画審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づいて、これを許可することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： では、傍聴者の入室を認めます。よろしく願いします。

(傍聴者入室)

【会長】： それでは、議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案といたしましては、「都市計画名称の変更」及び「地区計画の決定及び変更」であり、これらは福岡市が定めるものでございますが、市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料につきまして、ご説明させていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」、「都市計画案の縦覧結果について」、冊子といたしまして、「議案書」、「議案参考資料」、「意見書の要旨」、「意見書の写し」をお配りしております。

本日の資料は以上でございますが、不足はございませんでしょうか。不足等ございましたら、近くの職員のほうにお声かけください。

以上でございます。

【会長】： それでは、議案審議に入りたいと思っております。

まず、議案第6号「都市計画名称の変更」について、事務局から説明をお

願いたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 議案第6号「都市計画名称の変更」についてご説明させていただきます。

まず、議案の1ページから9ページに法定図書を添付しております。概要を別冊の議案参考資料にまとめておりますので、参考資料で説明させていただきます。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

1ページには、都市計画名称の変更をまとめた一覧表を抜粋してお示しております。

法定図書には、1ページの右側の赤書きのもの、こちらに新名称を列挙しております。表の下に変更理由を記載しておりますが、今回の名称変更は福岡県決定の都市計画区域の名称が変更されることに伴う変更でございます。

2ページ目の上段1の「都市計画名称の変更の経緯」ですが、前回の都市計画審議会でご説明いたしましたように、現在、県において都市計画区域マスタープランの変更手続が進められており、県内55の都市計画区域が4つに集約されます。これに伴いまして、福岡市の属する都市計画区域の名称が福岡都市計画区域から福岡広域都市計画区域へと変更されることから、都市計画名称の変更が生じるものでございます。

具体的な変更内容を2「主な変更事例」にお示ししておりますが、道路以外の名称変更につきましては、赤字でお示ししておりますように「広域」というものが追加されるのみでございます。

道路につきましては、名称に道路幅員や代表幅員をあらわす番号と通し番号がつきますが、このままただ単に「広域」を追加するのみでは、この番号が他市町と重複することとなるため、赤字で示しております旧都市計画区域を示す番号、福岡市は1になりますが、これを追加するものとなります。

最後に、3「今後のスケジュール」ですが、今回の都市計画審議会付議後、28年度中に福岡県と同時に都市計画決定告示を行う予定としております。

以上で「都市計画名称の変更について」のご説明を終わります。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がございましたが、これについてご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 前回のときに質疑をいたしましたので、もうそれは繰り返しません、これは結局55の区域を4つに分け、集約するというので、やはり住民の声は都市としての基本でありますマスタープランに遠くなるという意味でも私は

反対ですので、それに伴う名称変更にも反対をいたします。

【会長】： ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、これから採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
申しわけありませんが、傍聴者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第6号「都市計画名称の変更」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： それでは、賛成多数でございますので、議案第6号「都市計画名称の変更」については原案どおり決定させていただきます。
傍聴者の方を中へ入れていただけますでしょうか。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。
議案第6号「都市計画名称の変更」につきましては、採決の結果、原案どおり決定いたしましたので、お知らせいたします。
以上で議案第6号についての審議を終わらせていただきます。
続きまして、議案第7号「福岡都市計画地区計画の決定及び変更」について事務局の説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 議案第7号「福岡都市計画地区計画の決定及び変更（福岡市決定）」についてご説明いたします。

まず、議案の10ページから40ページに法定図書を添付しております。

概要を先ほどと同様に議案参考資料にまとめておりますので、説明は参考資料で行わさせていただきます。

それでは、参考資料の4ページをお願いいたします。

今回は、茶山三丁目地区、香椎照葉六、七丁目集合住宅地区、香椎照葉二、七丁目地区、香椎照葉五丁目地区の4地区における地区計画の決定及び香椎浜三丁目地区地区計画の変更についてお諮りするものでございます。

下段の総括表をごらんください。

今回の4地区の決定及び1地区の変更を行いますと、地区計画の総数は全市で124カ所、区域面積は新たに決定した4地区の合計約25.3haが加わりま

して、全市での区域面積は1,394.7haとなります。

続きまして、各地区の計画概要について御説明いたします。

参考資料の7、8ページをお願いいたします。

茶山三丁目地区についてでございます。

当地区は、地下鉄金山駅から北東へ約400mに位置し、国家公務員宿舎の削減計画に基づき廃止された合同宿舎茶山住宅が立地しております。財務省福岡財務支局において平成29年度中の跡地の売却が予定されているところでございます。

左下の区域図をごらんください。

赤い太枠で囲んでおりますのが対象地区でございますが、周辺は複数の建築協定区域に隣接しておるものでございます。

これらの周辺の建築協定はそれぞれ高さを10m以下に制限することや、ワンルームマンションを規制する、または戸建て住宅に建築用途を限定するという既存の良好な低層住宅地を維持保全する内容となっております。

また、地域住民から福岡財務支局に対し、跡地の活用においては、周辺の環境や建築協定の内容に配慮してほしいという要望書が出されているところでございます。このことから、跡地売却に伴う開発に際しても、既存の良好な低層住宅地の環境と調和した緑豊かでゆとりある市街地環境の形成を誘導するとともに、将来にわたりこれらの環境の保全を図るため、地区計画の決定に向けた手続を進めるものでございます。

資料右上に示します地区計画の概要をごらんください。

当地区では、これらの周辺に形成された低層の戸建て住宅地に配慮するため、戸当たり35㎡未満のいわゆるワンルームマンションを規制するとともに、当地区の外周部である図中の青色の部分では、建築物の高さを10m以下とすることとしております。

さらに、敷地の細分化に伴う建築物の建て詰まりや市街地環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を165平米とするほか、道路への圧迫感を軽減や見通しを確保するために既設の道路境界から2mの壁面後退を確保することとし、ゆとりある住環境を確保するために、その他の敷地境界からも1mの壁面後退を確保することを定めております。また、緑豊かで良好な町並みの形成を図るため、意匠の制限、柵の制限、緑化率10%の確保も定めております。

なお、跡地の売却については、平成27年11月の一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策により、介護施設整備などについて優先的に国有地の活用を行うということが示されていることから、区域西側の一部の用地約0.9haにおきましては、介護事業者売却もしくは賃借を行うこととし、本市の保健福祉局において特別養護老人ホームの事業者公募も行われ、現在、事業者の選定中となっております。

その後、残った土地を一括して一般競争入札により売却する予定であるというふうに財務支局から聞いておりますが、特別養護老人ホーム用地以外の

今後の土地利用については、現段階では決まっていないとのことです。

続きまして、香椎照葉の3地区について御説明いたします。

参考資料9ページ、10ページをお開きください。

アイランドシティにつきましては、福岡市の基本計画で活力創造拠点に位置づけられており、都市の成長を推進する高度な都市機能が集積した地区を目指し、現在、まちづくりを進めているところです。

10ページの右上の図をごらんください。

香椎照葉地区では、これまでに地区計画を青の丸で示しております8地区で決定しておりますが、今回、赤丸でお示ししております3地区で新たに決定するものでございます。

香椎照葉校区では、アイランドシティ事業計画及びアイランドシティデザインガイドラインに基づくまちづくりが進められており、地区計画の内容につきましても、これに沿ったものとしております。

事業計画におきましては、10ページの上に記載しております土地利用ゾーニングが示されておきまして、地区計画では、このゾーンごとの土地利用の方針に基づき、適正な用途の建築物を誘導するほか、地区施設としてガイドラインに定めるまちかど広場を設置することとしております。また、快適な歩行者空間の形成や豊かな緑地空間の演出のため、壁面の位置の制限を定めるほか、敷地面積の最低限度や形態・意匠の制限、垣、柵の構造制限及び土地利用ゾーニングにあわせた緑化率の最低限度を定めております。

それではまず、赤丸9番でお示ししております香椎照葉六、七丁目集合住宅地区について御説明いたします。

当地区は、照葉小中学校に隣接する地区でございまして、アイランドシティ事業計画において、複合交流ゾーン及び住宅ゾーンに位置づけられております。この土地利用の方針を踏まえながら、隣接する戸建てゾーンや教育環境に配慮し、緑豊かでゆとりある良好な中高層住宅地の形成・保全を図るため、地区計画の決定に向けた手続を進めるものでございます。

左側下の段の1になりますが、地区の概要をごらんください。

当地区の用途地域の指定状況につきましては、第二種住居地域で、建ぺい率は60%、容積率が300%に指定された区域及び第二種中高層住居専用地域で、建ぺい率は60%、容積率200%。第二種20m高度地区の指定にある区域にまたがっております。

次に、資料下段の事業概要をごらんください。

公募により決定した事業概要では、東側の画地では分譲集合住宅、西側の画地では分譲住宅及び賃貸住宅のほか、サービス施設等が計画されております。

次に、右側の2. 地区計画の概要をごらんください。

地区計画で定める事項を記載しております。

地区整備計画におきましては、地区施設として、まちかど広場約100㎡を配置すること、建築物の用途といたしまして、麻雀屋、パチンコ屋等の遊戯

施設、カラオケボックス等及び3,000㎡を超えるボウリング場、スケート場等の運動施設の制限をすること。敷地面積の最低限度を500㎡とすること、主要な道路に面した部分に3m、区画道路などに面した部分に2mの壁面位置の制限をすることを定めております。また、屋根や外壁等の形態・意匠及び色彩は周辺環境に調和させること。垣、柵の構造につきましては生け垣とするなど、緑化に配慮すること。緑化率の最低限度を東側の画地で30%、西側の画地で20%とすることについて定めることとしております。

続きまして、11、12ページをお開きください。

赤丸10に示しておりました香椎照葉二、七丁目地区について御説明いたします。

当地区は、照葉小中学校が立地する地区でございまして、アイランドシティ事業計画において住宅ゾーンに位置づけられております。このゾーンでは、住環境の整備とともに、住民の生活を支えるサービス施設等の立地を誘導し、にぎわいや利便性を享受できる住宅地の形成を目指しております。その中でも、当地区はコミュニティ拠点に位置づけられていることから、ゆとりあるオープンスペースを備えたさまざまな交流活動の場として教育施設等を中心とした良好な市街地環境の形成・保全を図るため、地区計画の決定に向けた手続を進めるものでございます。

左側下の段の1. 地区の概要をごらんください。

当地区の用途地域等の指定状況につきましては、第二種住居地域で、建ぺい率は60%、容積率300%に指定された区域及び第二種中高層住居専用地域で、建ぺい率60%、容積率200%、第二種20m高度地区の指定にある区域にまたがっております。

次に、資料下段の事業概要でございまして。

当地区における施設の立地状況を示してございまして、青色で示してあります1から5の施設につきましては、照葉小中学校や公民館、保育園など既に開業している施設。ピンク色で着色している⑥につきましては、新設の小学校が予定されております。

次に、右側の2. 地区計画の概要をごらんください。

地区計画で定める事項を示してございまして。

この地区整備計画では、敷地面積の最低限度を200㎡とすることや、主要な道路に面した部分に3m、区画道路などに面した部分に2mの壁面位置の制限をすることを定めております。また、屋根や外壁等の形態・意匠及び色彩は周辺の環境に調和させること、垣、柵の構造につきましては生け垣とするなど、緑化に配慮すること、緑化率の最低限度を20%とすることについても定めることとしております。

13、14ページをお開きください。

香椎照葉五丁目地区について御説明いたします。

当地区はアイランドシティ事業計画におきまして新産業・研究開発ゾーンに位置づけられております。この土地利用の方針を踏まえながら、健康・医

療・福祉関連分野や研究開発機能の集積を図りつつ、周辺環境と調和した良好な市街地環境の形成・保全を図るため、地区計画の決定に向けた手続を進めるものでございます。

左側の地区の概要をごらんください。

当地区の用途地域の指定状況につきましては、第二種住居地域で、建ぺい率60%、容積率300%に指定された区域となっております。

次に、資料下段の事業概要でございます。

当地区における施設の立地状況を示してありまして、青色で示してあります1から3の施設につきましては、こども病院など既に開業している施設。ピンク色で着色してあります④の区域につきましては、シニアマンション等複合施設の建設やバス営業所の設置が予定されております。

次に、右側の地区計画の概要をごらんください。

地区計画で定める事項を記載しております。

地区整備計画では、地区施設としてまちかど広場約100㎡を配置すること、建築物の用途として、麻雀屋、パチンコ屋等の遊戯施設、カラオケボックス等を制限すること、敷地の最低限度を500㎡とすること、主要な道路に接した部分に3m、区画道路等に面した部分に2mの壁面位置の制限をすることなどを定めております。また、ここも同様に、屋根や外壁等の形態・意匠及び色彩は周辺環境に調和させること、垣・柵の構造については生け垣とするなど、緑化に配慮すること、緑化率の最低限度を20%とすることについても定めることとしております。

最後に、15、16ページをお開きください。

香椎浜三丁目地区の変更でございます。

香椎浜三丁目地区は、本市の都心部から北東へ約8キロに位置してありまして、都市高速道路1号線香椎浜ランプ及び都市計画道路箱崎香椎線に隣接するとともに、香椎地区とアイランドシティを結ぶ幹線道路香椎アイランド線に隣接するなど、交通の利便性の高い地区になっております。

当地区では、平成8年の用途地域見直しに伴い、当初の地区計画を決定し、平成15年2月には、商業施設を適切に誘導する交流拠点ゾーンとして再開発促進区を定める地区計画の変更を行っております。

地区内外の都市公園や周辺の水辺空間等の自然環境の活用並びに既存の歩行者道路ネットワークの強化を図りながら、緑豊かなアメニティ空間を生かしたにぎわいのあるまちづくりを目標としております。

左下の図をごらんください。

赤い太枠で囲っておりますのが対象地区でございますが、当地区内の都市計画公園である香椎浜中央公園が地区外の西側の新公園予定地に移転することが前回の第165回都市計画審議会にお諮りし既に決定いたしております。

右上の図をごらんください。

左側の変更前の区域におきまして、緑色の破線が緑地、青色の破線が歩行者用通路を示しております。

当地区においては、地区計画の目標である連続的な歩行空間を確保するとともに、周辺環境との調和を図るため、地区施設として主要な道路の沿道に緑地や歩行者用通路を配置しており、これまで香椎浜中央公園がその一部を担ってきたところでございます。

今回の変更は、香椎浜中央公園の移転後においても引き続き連続的な歩行者空間や緑地のネットワークの確保及び周辺環境との調和を図るため、変更後の区域図において赤書きで囲んだ部分に地区施設である歩行者用通路及び緑地を追加するものでございます。

これによりまして、地区施設のうち緑地につきましては、約740㎡から約1,190㎡に、歩行者用通路は約830mから約900mに変更することになります。

なお、今回の5件の地区計画の決定及び変更につきましては、平成28年10月3日から10月17日までの間に都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、縦覧者は3名でございました。

なお、香椎浜三丁目地区地区計画の変更については、7つの意見書が提出されております。その他の地区についての御意見はございませんでした。

いただきました御意見につきましては、受け付けは第199号から第205号まで7つございますが、いずれも同一の内容となっておりまして、内容につきましては、別冊の意見書の要旨にまとめておりますので、説明は別冊の意見書の要旨にて行わさせていただきます。

三枚物の意見書の要旨をお開きください。

1ページおめくりいただきまして、真ん中下に1と書いてあるところでございます。

左側の欄にいただいた意見書の要旨を、右側の欄に対応の方針を記載しております。

意見書の要旨としましては、5つございまして、1つ目に緑地を現在の香椎浜中央公園区域とできる限り同様の区域に確保すること、2つ目に、歩行者用通路については、現在の香椎浜中央公園内の主要な歩行動線である香椎浜中央交差点から商業施設及び留学生会館前バス停から商業施設の2動線を従来どおり確保すること。

ページをめくっていただきまして、2ページ目になりますが、3つ目に、現存する道路沿いの公衆トイレを継続利用できるようにすること、4つ目に、現存する香椎浜中央交差点角の歩行者広場を継続して確保すること、5つ目に、都市高速道路下のバス通りの歩行者の防犯性及び商業施設のすぐれた建築景観への見通しを引き続き確保するため、現在の香椎浜中央公園区域内においては見通しを妨げる建築物の建築を制限することというふうな御意見でございました。

しかしながら、これらの御意見の趣旨は跡地活用に関する要望でございまして、現時点において地区計画で対応できる内容のものではないことから、意見書を提出された方々へは意見書の趣旨を確認する際にその旨御説明し、御理解をいただいております。

なお、御意見の内容につきましては、要望書として現在の香椎浜中央公園の所有者である部署に対して提出いただくという予定になっております。

また、現在の香椎浜中央公園跡地の活用の方針が具体化し、その内容に地区計画に反映すべき事項が生じた場合につきましては、その時点において必要に応じ地区計画の変更等を図り対応してまいりたいと考えております。

意見書の要旨と対応方針については以上でございます。

以上で地区計画の決定及び変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局から説明がございましたが、これについてご質問、ご意見を受けたいと思います。

地区計画につきましては、地区ごとに審議していきたいと思いますが、今回はアイランドシティ関係の3件の地区計画はまとめることとし、茶山三丁目、アイランドシティ、香椎浜三丁目について、それぞれ3つの案件で審議していきたいと思います。

採決につきましては、全て終わった後、まとめて採決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご質問、ご意見の際にはできるだけ論点を明確にしたいと思いますので、今回決定すべき事項との関係性がわかるようご発言いただければと思います。

それでは、最初に茶山三丁目地区についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： 今回の地区計画が規制の強化型なのか、それとも緩和型なのかということについて、おそらく今回はすべて規制の強化型なのかと思いますが、その点の確認だけしたいと思います。

【会長】： 茶山の規制についていかがでしょうか。

【都市計画課長】： 今回お諮りしております新規の4地区につきましては、一般型の制限のみの地区計画でございます。香椎浜三丁目の地区計画の変更につきましては、再開発促進区を含む地区計画ということで、緩和型の地区計画でございます。この緩和につきましては、公園整備の際に行ったものでございまして、今回の内容によってさらに内容を緩和するというものではございません。

以上でございます。

【会長】： いかがでしょうか。ほかに、この茶山三丁目についていかがでしょうか。

続きまして、アイランドシティ関係3件の地区計画について、ご質問、ご意見を受け付けます。いかがでしょうか。

【都市計画課長】： すみません、事務局でございます。皆様のお手元の資料にあります参考資料の9ページに一部記載に誤りがございましたので訂正をさせていただきますと思います。

【会長】： 参考資料の9ページ。

【都市計画課長】： 参考資料9ページの左側になりますけれども、地区の概要のところ、表題「香椎照葉六、七丁目集合住宅地区地区計画」と書いておられまして、所在地が「香椎照葉二丁目及び七丁目の一部」と書いてございます。これは「二丁目」が「六丁目」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

【会長】： それでは、続けさせていただきます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： これも規制強化なので反対ではないのですが、11ページの照葉二、七丁目地区の関係ですが、小学校について、現在、照葉小中学校の小学校の児童数は何人で、将来推計としてどうなる予定なのかということについて教えてください。

【会長】： 事務局どうぞ。

【教育委員会学校計画課】： 教育委員会学校計画課でございます。照葉小中学校の児童生徒数についてお答えします。

28年5月1日現在でございますが、照葉小学校の児童数につきましては、1,100人、照葉中学校の生徒数が370人でございます。将来推計につきましては、平成34年において小学校の児童数が約1,800人になる見込みでございます。中学校の生徒数については約680人になる見込みでございます。

以上でございます。

【会長】： ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、続きまして3つ目ですが、香椎浜三丁目地区計画についてご質問、ご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： 緩和というのはどういう意味なのでしょう。簡単に教えてください。

【都市計画課長】： 今回の香椎浜三丁目につきましては、先ほども少しご説明いたしましたが、当初公園を整備し、歩行者ネットワークをつくるということをし

業者が行うということで、平成15年に用途制限を変更するなどの緩和を行っております。現在その内容のまま今回の変更を行うものではございますが、今回の整備のことにつきまして何らか緩和を行うものではございませんが、いわゆる再開発促進区を含む地区計画と呼んでおり、緩和型の地区計画という内容のまま変更を行うものでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 今回の場合は緑地の追加と歩行者用通路の追加だけということでもいいのですか。

【会長】： はい、事務局どうぞ。

【都市計画課長】： そのとおりでございます。

【会長】： 続けてどうぞ。

【委員】： 先ほどおっしゃった意見書の要旨について、対応方針というのは切って捨てたような対応で書いてあるように見えるのですが、これは意見書を出された方たちとの関係で言えば、地区計画の都計審には合わないということですか。

なお、必要なものがあれば要望書としてしかるべく出されるように説明し、事業者がその要望に応える場合は地区計画としての変更もあり得るという説明であったと理解してよいですか。

【会長】： はい、事務局どうぞ。

【都市計画課長】： まさにそのとおりでございまして、例えば、特に3番の公衆トイレを都市計画で定めるという内容ではないということなどをきちんとご説明し、そういった内容については跡地の活用という中でご要望される内容ということでご説明を行っております。また、緑地や歩行者空間ということにつきましても、現段階で歩道の幅員が最低でも7メートル以上あるような部分でございしますので、それ以上に必要なものがあるということが起こるような場合には当然変更いたしますが、そういったものではないということをごきちんとご説明をさせていただいて、ご理解をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

【会長】： はい、よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 質問なのですけれども、この出されている意見書の1の②に書いてある動線の確保についてなのですが、それぞれ中央公園交差点と商業施設、留学生会館前バス停から商業施設というものがどこにあるのかというのを教えていただけないでしょうか。

【会長】： 位置関係ですね。

【委員】： 今出されているこの案では、動線が確保されているようにも見えますのですが、そういう理解で大丈夫でしょうか。

【都市計画課長】： こちらのパワーポイントを見ていただきたいのですが、地元の方が言われているのは、バスで降りてきてそのまま店舗に入りたい。それと歩いてきて、公園の一部であるこちらの広場でございますが、こちらのほうから真っすぐ最短で店舗に行きたいという、この動線のことを言われております。こちらにつきましても、当然、商業施設は民間の企業でございますので、そういったところに行くための動線を地区計画で担保するという内容ではなく、お客さんの利便性については、当然、事業者側で確保するべきということをご理解いただいております。

【委員】： わかりました。ありがとうございます。

【会長】： ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、香椎浜三丁目地区までの審議はここまでといたしまして採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、採決につきましては3件順番に参りたいと思います。

申しわけありませんが、傍聴者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、茶山三丁目地区につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【会長】： ありがとうございます。

続きまして、アイランドシティ関係3件の地区計画について採決を行います。ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： はい、ありがとうございます。

続きまして、3件目、香椎浜三丁目地区の地区計画につきまして採決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： はい、ありがとうございます。

では、傍聴者の方を入れてください。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。

議案第7号「福岡都市計画地区計画の決定及び変更」につきましては、採決の結果、原案どおり承認いたしましたので、お知らせいたします。

以上で議案第7号についての審議を終わります。

これで本日の審議会は終了させていただきます。

本日は事務局の方から連絡事項があるそうですので、これより先は事務局でお願いいたします。

【都市計画課長】： 次回の平成28年度第3回福岡市都市計画審議会の開催時期でございますが、平成29年1月下旬から2月上旬を予定しております。

開催日時につきまして、行政機関を除いた委員の皆様には日程調整表をご用意しておりますので、お帰りの際にご提出していただくか、返信用封筒にてご郵送ください。なお、11月中には次回の日時を決定いたしまして、開催通知をもってご連絡差し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後2時45分)